

定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と暮らしを守る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対して財政措置を講じる。

1. 中心市及び周辺市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）

- ・ 中心市については、1市当たり年間4,000万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定
- ・ 周辺市町村については、1市町村当たり年間1,000万円を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- ・ 圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当。

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・ 圏域外における専門性を有する人材の活用に対して、上限700万円、最大3年間の措置。

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
 - ・ ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、償還利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資限度及び融資比率の引き上げ

5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
 - ・ 病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充
 - ・ 措置率0.6→0.8

6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・ 辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能

1. 中心市及び周辺市町村の取組に関する包括的財政措置

定住自立圏に関する取組を推進するため、定住自立圏共生ビジョンに基づき実施する事業、定住自立圏共生ビジョン懇談会等に要する経費に対して特別交付税措置。

(1) 中心市の上限額

1市当たり年間4,000万円程度を基本として、周辺市町村の合計人口、合計面積、周辺市町村数、中心市の昼夜間人口比率を勘案して算定した額を上限とする。

(2) 周辺市町村の上限額

1市町村当たり年間1,000万円を上限とする。

(補足) 中心市の上限額の算式

ア 下記イ、ウ又はエに該当しない中心市

$$\text{上限額} = 1,000\text{万円} + 3,000\text{万円} \times (A \times \alpha + 1) \times (B \times \beta + 1) \times (C \times \gamma + 1) \times (D \times \delta + 1)$$

$$\begin{aligned} A &: \left(\frac{\text{当該定住自立圏の周辺市町村の合計人口}}{\text{中心市243市に対する通勤通学割合0.1以上の市町村の人口の平均値 (117,354人)} \times 0.95} \right) - 1 \\ B &: \left(\frac{\text{当該定住自立圏の周辺市町村の合計面積}}{\text{中心市243市に対する通勤通学割合0.1以上の市町村の面積の平均値 (555.44km}^2\text{)} \times 0.95} \right) - 1 \\ C &: \left(\frac{\text{当該定住自立圏の周辺市町村数}}{\text{中心市243市に対する通勤通学割合0.1以上の市町村数の平均値 (3.67)} \times 0.95} \right) - 1 \\ D &: \left(\frac{\text{当該中心市の昼夜間人口比率}}{\text{中心市243市の昼夜間人口比率の平均値 (1.056)} \times 0.95} \right) - 1 \end{aligned}$$

※合併市については、人口最大の旧市の昼夜間人口比率も含めて最大のものを用いる。

$\alpha \sim \delta$: AからDまでの各項目の標準偏差を概ね一致させるための調整係数

α : 0.054、 β : 0.064、 γ : 0.072、 δ : 1.877

イ 定住自立圏形成方針を策定した中心市

$$\text{上限額} = E + F \times 500 \text{万円}$$

E: 周辺地域の合併関係市町村を周辺市町村と見なした数値を用いて、アの算式により得た額

F: 周辺地域の合併関係市町村数

ウ 合併1市圏域を形成できる中心市であって周辺にある市町村と協定を締結したもの (イに該当する中心市のうち周辺にある市町村と協定を締結したものを含む。)

$$\text{上限額} = G + H \times 500 \text{万円}$$

G: 周辺市町村の合計人口、合計面積及び周辺市町村数の数値に、周辺地域の合併関係市町村を周辺市町村と見なした数値を加えた数値を用いて、アの算式により得た額

H: 周辺地域の合併関係市町村数

エ 複眼型中心市

(ア) それぞれの市の人口がいずれも4万人以下の場合

$$\text{上限額} = \text{アの算式で得た額を両市の人口で按分して得た額}$$

(Dの値は、両市の昼間人口及び夜間人口の合計値を用いて算出)

(例) A市(人口2万)及びB市(人口3万)の市による中心市の上限額は、

A市: $4,000 \text{万円} \times 2/5 = 1,600 \text{万円}$

B市: $4,000 \text{万円} \times 3/5 = 2,400 \text{万円}$

(イ) いずれか一方の市の人口が4万人以下の場合

$$\text{上限額} = \text{アの算式で得た額を両市の人口で按分して得た額}$$

(Dの値は、両市の昼間人口及び夜間人口の合計値を用いて算出)

(ウ) それぞれの市の人口がいずれも4万人を超える場合

$$\text{上限額} = \text{アの算式で得た額}$$

2. 地域活性化事業債の充当

協定又はビジョンに基づく基幹的施設や、ネットワーク形成に資する道路、交通、通信施設等であって、圏域全体で生活機能等を確保するために必要不可欠なものの整備に対し、地域活性化事業債を充当。（単独事業のほか、定住自立圏の推進の観点から優先採択等となった国庫補助事業等のうち、特に必要なものに係る地方負担分にも充当。）。

なお、圏域内の住民の利用にも供する施設を整備する場合、圏域内の他市町村の負担金について、当該市町村の住民の効用を限度として、地域活性化事業債、過疎債及び辺地債の充当が可能（それぞれ従前の取扱いの通り。）。

3. 外部人材の活用に対する財政措置

産業振興、医療サービスの向上、ICTの効果的活用など、ビジョンに基づく取組を進めるため、圏域外における専門性を有する人材を活用する経費に対する特別交付税措置。

1市町村700万円上限とする（ただし、合併1市圏域の要件を満たす中心市については、周辺地域の合併関係市町村数×350万円を上限額に加算）。最大3年間の措置。

同一の定住自立圏の圏域を構成する市町村の上限額の合計の範囲内において、各市町村の上限額を変更することは差し支えない。

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

(1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置

ビジョンに基づく取組の推進に資する事業を支援するため、公益法人等に出資して圏域全体で1つのファンドを形成し、民間事業者等に出資又は貸付を行う場合に、公益法人等への出資に要する経費に一般単独事業債を充当（90%）。償還金利子に特別交付税措置（50%）。

(2) ふるさと融資の融資限度額等の引き上げ

協定又はビジョンに基づく取組に関連して、民間事業者がふるさと融資（地域振興に資する事業活動で、新たな雇用の確保が見込まれるものに対する無利子資金融資）を活用する場合に、貸付限度額及び融資比率を引き上げ。例：市町村・通常の施設 貸付限度額6億円⇒9億円、融資比率20%⇒25%

5. 個別の施策分野における財政措置

(1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置（特別交付税）

ビジョンに基づき、定住自立圏の中核的病院と位置づけられた市町村立病院又は民間病院が中心となつて行う病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置。

負担金の額に0.8を乗じて得た額とする。負担金の額が1000万円を超える場合は、1000万円に0.8を乗じて得た額を上限とする（ただし、合併1市圏域の要件を満たす中心市については、周辺地域の合併関係市町村数に500万円を乗じて得た額に0.8を乗じて得た額を上限額に加算）。

同一の定住自立圏の圏域を構成する市町村の上限額の合計の範囲内において、各市町村の上限額を変更することは差し支えない。

(2) へき地における遠隔医療に対する財政措置の拡充（特別交付税）

(1)の取組の一環として、へき地保健医療事業実施計画に基づき遠隔医療の取組を行う市町村に対する特別交付税措置の拡充（措置率0.6⇒0.8）。

6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

定住自立圏の形成により、辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定することを可能とする。